

入札公告

独立行政法人 地域医療機能推進機構 湯布院病院で調達する医療廃棄物処理業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月9日

独) 地域医療機能推進機構
湯布院病院
院長 根橋 良雄

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

湯布院病院 医療廃棄物処理業務委託契約

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限(納入契約期限)

平成30年4月1日から平成31年3月31日

(4) 履行場所

〒879-5193 大分県由布市湯布院町川南252

独立行政法人地域医療機能推進機構湯布院病院

(5) 入札方法

①入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積るものとすること。

②第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。

(2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」でA、B、C、D等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを作成したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3 入札参加希望者の申し込み

競争参加希望者は、平成30年3月5日（月）17：00までに次の申込書類を湯布院病院経理課まで提出すること。

なお、添付書類の提出については、入札参加希望者の持参のみ受付を行う。

郵便、宅急便で提出された書類については、一切受理しない。

(1) 競争参加資格確認申込書（別紙記載）

(2) 添付書類

①厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格の分かる資格審査結果（写）又は当院契約審査会において参加資格を認めた通知書（写）

②営業経歴書

③事業概況

④直近の財務諸表（写）

⑤登記簿謄本（写）

⑥営業にあたっての許可、許可等が義務付けられている者にあっては、その許可証（写）

⑦法人税又は所得税及び消費税の納付証明書（写）（直近の2年間）

⑧厚生年金保険（直近の2年間）

⑨健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）（直近の2年間）

⑩労働者災害補償保険（2保険年度）

⑪雇用保険（2保険年度）

（注）上記制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑩及び⑪については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

（注）各保険料のうち⑩及び⑪については、当該年度における年度更新手続を完了す

べき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4 資格審査通知書

競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限をもって行うものとし、その結果は平成30年3月9日（金）までに通知する。

5 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争参加資格がないと認められた者は、経理責任者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：平成30年3月12日（月）17時
- ② 提出場所：14に同じ
- ③ 提出方法：書面は持参又は郵送することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

（2）経理責任者は、説明を求められたときは、平成30年3月15日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 質疑受付

（1）この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間：平成30年2月13日（火）から平成30年3月12日（月）まで持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 提出場所：14に同じ

③ 提出方法：書面は持参し、又は郵送（書留郵便に限る）することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

（2）（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 期間：平成30年2月13日（火）から平成30年3月15日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 場所：14に同じ

7 競争入札執行の場所及び日時

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

14に同じ。

(2) 開札日時及び場所

平成30年3月16日（金）11時00分 第二会議室

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

8 入札の無効

(1) 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び別冊の競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、経理責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、他の入札時点において5.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(2) 談合が認められた場合の入札は無効とし、落札の場合は取り消すことがある。

9 交渉権者及び契約価格の決定

(1) 契約する事項に関する仕様書に基づいて作成された予定価格の制限を越えない価格をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

(2) 契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

(3) (2)により契約金額が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。

10 契約書作成の要否 「要」

11 苦情申立て

(1) 5の説明に不服がある者は、独立行政法人地域医療機能推進機構地区事務所の契約審査委員会に対して苦情を申し立てることができる。

(2) 苦情申立ての受付窓口及び受付時間

・受付窓口：独立行政法人地域医療機能推進機構九州地区事務所

〒806-8501 住所 福岡県北九州市八幡西区岸の浦1丁目8-1

TEL 093-641-9744

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。

(3) 苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

・書類等の入手先：11-(2)の受付窓口

12 関連情報を入手するための照会窓口

14と同じ

13 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 第1回の入札が不調となった場合、再度（4回まで）入札に移行する。

(4) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへの移行をする。

(5) その他詳細不明の点についての照会先

14と同じ

(6) 契約締結の日の翌日から起算して72日以内に当院のホームページにおいて本契約関係に係る情報公開をする。

(7) 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいいたし

ます。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

[1]公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

[2]公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

[3]当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

[4]公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

1.4 問い合わせ先

本件に関する詳細については、下記に問い合わせすること。なお、問合せに関する時間は、平日の午後12時から午後1時までを除く午前9時から午後4時までとする。

《問い合わせ先》

施設住所：大分県由布市湯布院町川南 252

施設名称：湯布院病院

担当部署：経理課

担当者名：高口・藤丸

電話番号：0977-84-3171

FAX番号：0977-84-3969